

別紙様式第17

〔 用紙は、厚紙淡青色とし、その寸法は、縦58
ミリメートル、横80ミリメートルとする。 〕

表

第 号	
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条第2項の規定 による検査票	
財 務 省 又は { 国 税 局 署 } 印	3 ミ リ メ ー ト ル
令和 年 月 日交付	
3 ミリメートル	

裏

写

真

官職

氏名

- 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律抜粋
- 第91条** 財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関し必要な報告を求め、又は当該職員をして、これらの者に対し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、設備、原材料若しくは酒類の検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。